



高齢者見守り事業者ネットワーク事業協定の締結について

問合せ：保健福祉部 高齢者支援課 笠木 電話（４５４）７５３３

習志野市内の高齢者への見守りを推進するため、株式会社地域新聞社および明治安田生命相互会社船橋支社と、高齢者見守り事業者ネットワーク事業協定を締結しました。

1. 事業の概要

高齢者見守り事業者ネットワークは、協力事業者が配達や顧客宅への訪問などの日常業務で高齢者宅を訪れた際に「新聞や郵便物が何日分も溜まっている」「洗濯物が何日も干したままになっている」「不自然な服装のまま外出している」「会話が成り立たない」などの異変を早期に発見し、地域包括支援センターに報告することで地域の高齢者をゆるやかに見守る仕組みです。

2. 協定の名称 「習志野市高齢者見守り事業者ネットワーク事業協定」

3. 協定締結先 株式会社地域新聞社 明治安田生命保険相互会社 船橋支社

4. 協定締結日 平成26年11月12日

5. 協定の概要

協力事業者は、日常業務において地域の高齢者に異変を発見した場合に、地域包括支援センターへ連絡します。地域包括支援センターは、連絡の内容と、センターに蓄積された地域の高齢者の情報に基づいて状況を確認し、支援が必要な場合は速やかに支援活動を実施します。

6. 事業の経緯

習志野市では平成23年5月にこのネットワークを発足し、現在ライフライン事業者、新聞事業者など34事業者と協定を締結しています。